

後期高齢者医療保険料・国民健康保険税

口座振替へ変更できます

後期高齢者医療（長寿医療）保険料・国民健康保険税を年金から納付されている方について、一定の条件を満たしている場合、申し出により口座振替での納付に変更できます。申し出の時期により翌年4月以降の年金からの天引きが中止となります。

世帯主または配偶者の方の名義から口座振替をすると、世帯としての所得税や住民税の負担が軽減される場合があります。詳しくはお問い合わせください。

後期高齢者医療（長寿医療）保険料

●口座振替納付に変更できる条件
（次の①②のどちらかの条件を満たす方）

- ①平成18年度分および19年度分の国民健康保険税の納め忘れがなかった場合
- ②年金収入が180万円未満の方で、世帯主または配偶者が本人に代わって口座振替で保険料を支払ってくれる場合

●申し出の方法

事前に金融機関で口座振替を申し込み、「口座振替依頼書（本人控）」を伊奈庁舎国保年金課または谷和原庁舎市民窓口課まで

国民健康保険税

●口座振替納付に変更できる条件
（次の①②の条件すべてを満たす方）

- ①平成18年度分および19年度分の国民健康保険税の納め忘れがなかった場合
- ②これからの国民健康保険税を

●社会保険料控除について

世帯主または配偶者名義の口座振替へ変更すると、その支払った方の社会保険料控除とすることが出来ます。

●本人の年金から支払う場合、本人の社会保険料控除として申告出来ます。

口座振替で支払ってくれる方

●申し出の方法

事前に金融機関で口座振替を申し込み、「口座振替依頼書（本人控）」を伊奈庁舎国保年金課・谷和原庁舎市民窓口課まで持参

し、「国民健康保険税納付方法変更申出書」を記入してください。
※保険証と印鑑（みとめ可）を持参してください。

●社会保険料控除について

世帯主に支払義務があります
が、従来と同様に「世帯主または配偶者」が支払った場合は、その支払った方が社会保険料控

除とすることが出来ます。
口座振替でも同じです。

年金から支払う場合、本人の社会保険料控除として申告出来ます。

「認知症サポーター養成講座」を開きます

～あなたの地域を見守り隊～

認知症は、誰でもおこりうる脳の病気ですが、身近な方の理解やちょっとした手助けがあれば、住み慣れた自宅で生活を続けることができます。しかし、そのためには地域の皆さんの支えが必要です。

市では、このほど地域で認知症の方やその家族を温かく見守る応援者を養成する「認知症サポーター養成講座」を開催します。何かを特別に行うことではありませんので、ぜひお申し込みください。

※本講座を受けることで「認知症サポーター」として認定され、認知症を支援する目印としてオレンジリング（ブレスレット）が交付されます。

- ▼開催日時＝12月21日(日) 午後1時30分～3時30分
- ▼会場＝市立図書館 2階 視聴覚室
- ▼対象者＝市内在住、在勤、在学者など
（※介護専門職等を対象とするものではありません）
- ▼定員＝60人（定員になり次第締め切り）
- ▼費用＝無料
- ▼講座内容＝認知症の症状・認知症の人と接するときの心構えなど
- ▼申込期間＝11月25日(火)～12月19日(金)（土日祝日を除く）
- 申問 伊奈庁舎介護福祉課 ☎58-2111（内線1172）

◆問い合わせ先

伊奈庁舎国保年金課
☎58-2111
（内線1181,1187）